

令和7年7月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸島市長 月形 祐二

市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)
地域名	怡土地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

怡土地区は、山間地から平坦地まで比較的に圃場整備された水田が多く、山間地の集落では、水稻を中心に花卉・野菜等の露地栽培が行われている。また、柑橘類の栽培も行われている。
 平坦部の水田では、水稻・大豆を中心に、裏作として土地利用型農家による麦の栽培、畜産農家による飼料作物の栽培、園芸型農家によるブロッコリー・ネギ・キャベツ等の露地栽培、イチゴ・ネギ・アスパラ・花卉等の施設園芸が行われている。
 高齢化による農業者の減少により、山間部では不耕作農地の増加・荒廃が懸念される。平坦部においても土地利用型農家への農地の集積・集約が進むことに伴い、これらの担い手が面積の小さい圃場を担うことが難しくなることが想定される。

【地域の基礎的データ】

農業者: 480人、うち団体経営体: 7経営体

主な作物: 水稻、麦、ネギ、イチゴ、柑橘、水菜、トウモロコシ、サツマイモ、キュウリ、ブロッコリー、大根、ジャガイモ、花卉

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、山間部の集落においては、水稻を中心に花卉・野菜等の露地栽培、柑橘類の栽培、平坦部の集落においては、水稻・大豆を中心に、裏作として土地利用型による麦の栽培、畜産農家による飼料作物の栽培、園芸型農家によるブロッコリー・ネギ・キャベツ等の露地栽培、施設園芸によるイチゴ・ネギ・アスパラ・花卉等の栽培による効率的な農地利用を図る。
 山間部の条件不利地や平坦部の狭小地など、大規模農家に適さない農地の担い手として、新規就農者を含め多様な担い手の確保や農地利用の在り方の検討が必要であり、土地利用型農家、園芸型農家を中心に地域計画の見直しを行ながら、農地利用の体制を構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	631.26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	626.80 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としながら、それ以外の農地は農業を担う者による農地利用を行い、農地バンクへの貸付けを進める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

土地利用型の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画策定後は、中間管理機構を通じた貸借を基本に農地利用を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

既に基盤整備されたエリアは担い手への集積・集約を進めながら農地利用を進める。

基盤整備事業以外においては、地元負担を考慮しつつ、農地や水路等付帯設備の補修や改修を適宜検討し、営農の省力化を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区外からの多様な経営体を受け入れるための体制を必要に応じて整えていく。市、県、JA等関係機関で連携し相談から定着まで、新規就農希望者の支援を継続する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現行の機械利用組合等の農作業受委託を活用し、必要に応じて地域ごとに検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山裾を中心とした、イノシシや猿による鳥獣害をワイヤーメッシュや電気牧柵の貸与等の拡充の検討に加え、より一層の頭数抑制策を検討していく必要がある。イノシシは、農地以外にため池や水路の法面を損壊するため、農地以外の農業施設への獣害防止策を検討していく。猿は捕殺が難しいのが現状であるため、駆逐用花火の活用や、捕獲して発信機を付け行動範囲の把握をする等の対策を検討していく必要がある。

⑧水路が土砂で埋もれてきていたり、破損により水漏れしているので整備支援を検討していく必要がある。また、農地に接続する農道の整備・管理も高齢化により厳しい状況なので対応策を検討していく必要がある。

